

国の重点支援地方交付金活用事業

省エネ設備を導入する事業者 の皆さまへ

湯梨浜町中小企業者等 省エネ設備導入支援事業補助金

エネルギー価格高騰の影響を受けている町内の中小企業者等のエネルギーコストの削減を図るため、省エネ効果の高い設備等の導入経費の一部を補助します。詳しくは、湯梨浜町ホームページをご覧ください。

対象者

町内で事業を行っており、省エネ設備を導入する町内の事業所で引き続き事業を継続する意思を有する中小企業者等

支援内容

補助対象：省エネ設備の導入に必要な費用等
補助率：2/3 補助上限：100万円

補助額

自らの事業活動に使用するために、町内の事業所に導入する省エネ設備

省エネの基準	製品の種類
省エネ基準達成率100%以上の製品	エアコン、LED照明器具（電球のみの交換は除く）、冷凍冷蔵庫、温水機器（ガス・石油）、エコキュート
経済産業省が実施する「省エネルギー投資促進支援事業」で補助対象設備として登録されている製品	〈ユーティリティ設備〉高効率空調（業務・産業用エアコン等）、業務用給湯器、高効率コーナージェレーション、冷凍冷蔵設備、制御機能付きLED照明器具、産業ヒートポンプ、高性能ボイラ、変圧器、産業用モータ

注意事項

交付決定の日以前に省エネ設備の導入の契約等を締結している場合、国や他の地方公共団体が行う補助金等が交付または交付される見込みがある場合、事業所以外の住宅や社員寮、賃貸用物件等（マンション、アパート、テナント等）への設置や中古品、リース、レンタルの省エネ設備は対象外になります。

申請期限

令和8年11月30日（月曜日）

湯梨浜町ホームページから申請書類をダウンロードし、必要書類を添えて役場産業振興課へ持参または郵送で申請してください



〒682-0723 湯梨浜町大字久留19番地1 湯梨浜町役場産業振興課観光商工室 あて
湯梨浜町ホームページ「省エネ設備を導入する事業者を支援します」

【問い合わせ】湯梨浜町役場産業振興課（TEL0858-35-5383）

